

7 計画の目標水準の設定

(1) 緑地の確保目標水準

現況における清須市の緑被率は市街地面積に対する割合は22.0%、都市計画区域面積に対する割合は34.9%となっています。しかし、そのうち樹林地の占める割合は4.3%であり、緑被地の大半は水田、畑などの農地です。

また、施設緑地、地域制緑地としてカウントできる緑地の市街地面積に対する割合は5.7%、都市計画区域面積に対する割合は21.5%となっており、水田、畑などで緑被率にカウントされている緑地の量は、将来減少することが懸念されます。

都市の中にどれくらいの緑があればよいかということについては、都市計画中央審議会答申（平成7年7月）、都市公園法施行令等によって次のような指針が示されています。

＝都市計画中央審議会答申（平成7年7月）＝

- ・ 将来市街地面積に対して概30%以上の緑地を確保
- ・ 住民一人当たり都市公園等の面積20m²以上を確保

＝都市公園法施行令＝

- ・ 都市計画区域内の都市公園面積：住民一人当たり10m²以上
- ・ 市街地内の都市公園面積：住民一人当たり5m²以上

この点から判断すると、市内の緑の現況は緑被率としては望ましい割合に達していますが、施設緑地、地域制緑地としてカウントできる緑地の割合が不足していることを考慮すると、将来的にも現在の施設緑地、地域制緑地の水準を維持し、樹林地等の質の高い緑を増やす目標を立てる必要があります。

次に、公園面積については、都市公園が市民一人当たり3.8m²、都市公園等が市民一人当たり31.1m²となっており、公園等としての面積はクリアしていますが、公園の面積は不足している状況です。

このような緑地の現状及び緑地量についての指針を勘案して、清須市緑の基本計画では緑地の確保目標水準を次のとおり設定します。

長期想定年次 (平成40年)における 緑地確保目標量	将来市街地面積に対する 割合 (A)			都市計画区域面積に対する 割合 (B)		
	概ね	82 ha	6.5 %	概ね	383 ha	22.1 %

(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

目標年次までの街区公園の整備については、都市計画決定済みで未整備となっている2ヶ所の公園整備に加え、土地区画整理事業施行中、及び計画中の地区内に計画されている4ヶ所の公園整備を進めます。

都市緑地については、五条川緑地の未整備部分を目標年次までに整備すると共に、地区公園の第47号庄内川新川緑地及び3ヶ所の河川緑地を長期想定年次までに整備することを目指します。

年 次	現 況 (平成 23 年)	目標年次 (平成 30 年)	長期想定年次 (平成 40 年)
都市公園	3.8 m ² /人	4.2m ² /人	8.6m ² /人
都市公園等	31.1 m ² /人	32.6m ² /人	34.0m ² /人